

加東市議会災害対策連絡協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）別表に規定する災害対策連絡協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 災害対策連絡協議会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって構成する。

(会議)

第3条 議長は、市内に地震、大雨、台風、その他重大な災害が発生又は発生するおそれが生じ、議会の対応について協議又は調整を行う必要があると認めるときは、災害対策連絡協議会を開催し、これを主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

(所管事項)

第4条 災害対策連絡協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、体調に関する情報を収集すること。
- (2) 市対策本部から被災情報等を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの情報を収集・整理し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。